

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が頻発している。こうした中、被災した住民の生活再建を支援する制度の拡充は、喫緊の課題である。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給する被災者生活再建支援法は、一九九八年五月に成立し、同年十一月から施行された。これまで、二〇〇四年、二〇〇七年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られてきた。

しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となったり、多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といった、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題がある。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国による更なる支援及び制度の拡充が必要である。

よつて、国会及び政府におかれては、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 一 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の加算支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金全体の最高額を引き上げること。
 - 二 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率百%、償還に対する交付税措置八十%）を講じること。
 - 三 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年十二月十二日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
内閣府特命担当大臣（防災）	山本順三殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	茂木敏充殿